

鶴岡市告示第 454 号

鶴岡農業振興地域整備計画（平成20年鶴岡市告示第378号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面（以下「農業振興地域整備計画変更案等」という。）を次により縦覧に供する。

市の区域に住所を有する者は、令和8年7月31日（縦覧期間満了の日）までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年7月31日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年6月30日

鶴岡市長 佐藤



1 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧期間

令和8年7月1日から令和8年7月31日まで

2 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧場所

農林水産部農政課内 鶴岡市馬場町9番25号

3 意見書の提出及び異議の申出に当たっての注意事項

意見書の提出及び異議の申出は、必要事項を記載した書面（任意様式）を農林水産部農政課に持参（郵送、メール又はFAXも可）するものとする。

また、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告する。